

トランポリン普及指導員認定講習会 開催要項マニュアル

【主 旨】

トランポリン運動は、単に競技スポーツとしての存在価値のみにとどめておくに忍びない多くの価値を持っている。

競技スポーツとしてのトランポリン運動の普及と競技力向上に力を注ぐと共に、一方では社会体育・レクリエーションスポーツとしてのトランポリン運動、スポーツ好きで、運動感覚の良い子を育てるための幼少年期の調整カトレーニングとしてのトランポリン運動、及び各種スポーツ選手のトレーニング手段としてのトランポリン運動などの普及・指導をも、車の両輪のごとく大きな活動内容としている。

普及指導員は、競技普及とは別に、トランポリン運動の普及・指導を目的に養成し所定の手続きを経て公益財団法人日本体操協会が認定するものである。

（公財）日本体操協会制定のトランポリン段階練習表の 30 番までの種目の指導力が公認される。

~~~~~

【主 催】 公益財団法人日本体操協会

【主 管】 都道府県体操協会のトランポリン部署

【開催月日】 主管団体により決定（開催可能期間：当年 4 月～翌年 3 月）

※但し、当年 12 月～翌年 3 月の開催は次年度の登録になるため、受講修了後から資格登録が完了するまでは、普及指導員の活動はできません。

※12時間の講義を2日間以上で開催できる日程としてください

【開催会場】 主管団体により決定

【受講資格者】 受講年度の 4 月 1 日現在 18 歳以上及びトランポリン段階練習表 30 番までの実技能力がある者

【講義内容及び時間割】 12時間

| 期日   | 時間      | 講 義 内 容                              | 講義時間  |
|------|---------|--------------------------------------|-------|
| ○月○日 | ○時 ～ ○時 | トランポリン概論                             | 60 分  |
| ○月○日 | ○時 ～ ○時 | 普及指導者の任務・目的別指導法                      | 60 分  |
| ○月○日 | ○時 ～ ○時 | 安全指導                                 | 60 分  |
| ○月○日 | ○時 ～ ○時 | 教室の開設                                | 60 分  |
| ○月○日 | ○時 ～ ○時 | 生涯スポーツ レクリエーショントランポリン（実技）            | 120 分 |
| ○月○日 | ○時 ～ ○時 | 競技スポーツ・基礎レベルのコーチング                   | 120 分 |
| ○月○日 | ○時 ～ ○時 | スポーツの素養づくり（子どものトランポリン運動 エアリアルトレーニング） | 120 分 |
| ○月○日 | ○時 ～ ○時 | スポーツ界における暴力行為根絶に向けて                  | 60 分  |
| ○月○日 | ○時 ～ ○時 | 障害者スポーツとしてのトランポリン運動                  | 60 分  |

※生涯スポーツ…（実技）は、1 日目の最終時間あるいは 2 日目に予定し、実技会場を取るようにしてください。

【講 師】 公益財団法人日本体操協会 トランポリン公認指導者養成講師（2 名以上）

【受講者費用】 受講料：7,000 円（当日徴収、あるいは主管団体の指定する口座への事前振込は主管団体に委ねます）

教 本：『公認トランポリン普及指導員・資格認定講習会教本』2,200 円（2019 年 10 月 1 日より金額変更予定）。日本体操協会より購入。教本到着まで 10 日程かかるため、余裕をもってお申込みください。

※購入方法 [https://www.jpn-gym.or.jp/sales\\_list/order\\_method/](https://www.jpn-gym.or.jp/sales_list/order_method/)

【主管者任務】 ①日本体操協会へ開催申請

②日本体操協会の承認後、開催準備・運営

③開催終了後 1 週間以内に日本体操協会へ開催報告

### 【受講修了者の登録】

開催月日が当年4月～当年11月までの場合、受講修了者はJGA-Web会員管理登録システム (<https://www.jpn-gym.or.jp/>) により、日本体操協会指導者登録 (2,500 円) + 都道府県指導者登録 (各都道府県体操協会設定料) + 普及指導員資格登録 (1,000 円) をしてください。手続きは所属のトランポリン団体チーム登録担当者を通じて行なってください。なお、開催月日が当年12月～翌年3月までの場合は、次年度からの登録となるため、受講修了後から資格登録が完了するまでは普及指導員の活動はできません。  
※本資格は毎年登録の手続きが必要です。

### 【開催申請から報告まで】

1. 開催を希望する主管団体は、「開催申請書 (ファイル 1)」及び「開催要項案 (ファイル 2)」を電子メールにて日本体操協会へ提出する。  
(開催可能期間：当年 4 月～翌年 3 月。但し、当年 12 月～翌年 3 月の開催は次年度の登録になりますので、受講修了後から資格登録が完了するまでは普及指導員の活動はできません)。
2. 開催担当者は、「トランポリン普及指導員」または「トランポリンコーチ」の有資格者で、申請時点で本資格登録を完了していること。
3. 日本体操協会より開催承認のメールを受けたあと、公式に開催の準備を進める (受講者の募集、講師の手配など)
4. 主管団体は、講習会の開催中止を決めた場合、速やかに日本体操協会へ電子メールにて報告する。
5. 講習会は、主管団体が責任をもって運営する (講習会での事故などに備えての保険加入など)。
6. 講習会終了後 1 週間以内に、受講修了者名簿 (ファイル 3) と講習会報告書 (ファイル 4) を日本体操協会へ電子メールにて提出する。
7. 講習会開催前までに受講者数分のバッジテスト練習記録帳・段階練習表および必要に応じて受講修了書を購入すること。

※関係書類 <https://www.jpn-gym.or.jp/trampoline/kaisai/>

### 【普及指導員認定講習会開催に伴う経費について】

1. 受講料は当日徴収、あるいは主管団体指定金融機関への事前振込とする。
2. 受講料はすべて主管団体の収入とする。
3. 開催にかかる経費 (バッジテスト練習記録帳、段階練習表、受講修了書、体育館借料、講師日当・交通費、消耗品、保険料など) はすべて主管団体が負担する。
4. 講師日当については、講師一人 5,000 円/日とする。また交通費は実費を原則とする。

＜申請書等 提出先＞

公益財団法人 日本体操協会  
事務局 大原

[ohara◆jpn-gym.or.jp](mailto:ohara@jpn-gym.or.jp)

(◆を@に変えお送りください)